



平成 29 年 7 月 25 日

各 位

会 社 名 タカタ株式会社
代 表 者 代表取締役会長兼社長 高田 重久
(コード番号 7312 東証第一部)
問合せ先 人事・総務本部 佐野 仁
(TEL : 0120-868-665)

上場廃止後の当社株式の取扱いに関するお知らせ

当社株式は、平成 29 年 7 月 27 日（取引最終日は平成 29 年 7 月 26 日）をもちまして、株式会社東京証券取引所第一部市場において上場廃止となります。

つきましては、上場廃止後の当社株式の取扱いに関し、下記のとおりお知らせいたします。

株主の皆様には多大なご迷惑とご不便をおかけすることを心よりお詫び申しあげますとともに、当社の事業再生につきましてご理解とご支援を賜りますよう、改めてお願い申し上げます。

また、当社株式の上場廃止にともない、当社の株主名簿管理人であります三井住友信託銀行株式会社との証券代行事務委託契約は解除する運びとなりました。従いまして、今後の株主名簿書換請求等の各種手続き事務につきましては、当社において行うこととなります。但し、上場廃止時の最終株主名簿確定作業完了には約 1 ヶ月を要する予定となっており、その間は株主様の本人確認ができないことから、各種手続きに関しましては、株主名簿確定作業の完了する 8 月下旬頃よりのご対応となりますことをご了承くださいますようお願い申し上げます。

なお、当社は株券不発行会社となっており、上場廃止後も引き続き株券の発行は予定しておりません。

1. 今後の当社株式取扱いに関する一般的な留意点

- (1) 株式会社証券保管振替機構による当社株式の取扱いが廃止となり、これに伴い、各証券会社での取扱いも出来なくなることから、今後の株主名簿書換請求等の各種手続き事務につきましては、当社において行うこととなります。
- (2) 証券代行事務委託契約の解除により、今後の当社株式に関する各種手続きに関する書類提出先及びお問い合わせ窓口が下記のとおり変更となります。また、これらの各種手続きにおいては、原則として、実印による押印済みの各種請求書・届出書等及び印鑑証明書等の必要書類の当社宛のご提出をもって、ご本人からの意思表示とさせていただきます。

2. 株主名簿記載事項の変更に関する今後の手続きについて

株主様の名称・住所等の各種変更手続きに関しましては、所定の様式による「変更届」に必要事項を記載し、実印を押印の上、印鑑証明書（交付日から6ヶ月以内の原本）及び当該変更を証明する必要書類※（交付日から6ヶ月以内の原本）を添えてご提出下さい。

※（例）商号変更の場合の必要書類：新旧両方の商号が記載された登記事項証明書

3. 売買に関する今後の手続きについて

上場廃止後、当社株式は株式市場において売買することが出来なくなり、売却を希望される譲渡人様と買受を希望される譲受人様との間で売買する相対取引のみが可能となります。かかる相対取引による当社株式の譲渡について株主名簿書換請求を行おうとする場合、譲渡人様と譲受人様との間での当該株式の譲渡完了後、所定の様式による「株式名義書換請求書」に譲渡対象株式数を明記し、譲渡人様と譲受人様の連署及び各々実印押印の上、各々の印鑑証明書を添えてご提出下さい。「株式名義書換請求書」の記載内容及び添付資料を確認後、名義書換手続きを行います。

なお、株券が無い状態での相対取引となるため、譲渡人様の株主確認が必要となるところ、上場廃止後の株主確認は以下の方法により行うことができます（但し、以下の手続は、譲渡人様の株主確認を譲受人様の方で担保していただくための任意の手続となりますので、株式譲渡に必要不可欠の手続ではございません。）。

- (1) 譲渡人様より当社宛に所定の様式による「株主名簿記載事項証明書請求書」に必要事項を記載し、実印を押印の上、印鑑証明書（交付日から6ヶ月以内の原本）を添えてご提出下さい。
- (2) 当社受理後、記載事項及び株主名簿をご確認の上、「株主名簿記載事項証明書」を発行いたします。発行には、1～2週間程度、お時間をいただくこともございますので、ご了承下さい。

※上記の諸手続きに関しては、株主名簿確定作業の完了する8月下旬頃までお待ちいただきますようお願い申し上げます。また、各種請求・届出に必要な書式及び各種必要書類に関しましても、株主名簿確定作業完了次第、当社ホームページにてご連絡させていただきます。

【当社株式に関する書類提出先及びお問い合わせ窓口】

住所： 〒140-0002 東京都品川区東品川二丁目3番14号東京フロントテラス

担当： タカタ株式会社 再生管理室

電話： 03-6455-8404

以上